

広島県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年六月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田丸門田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市御調町野間字国吉二二六番五地先から 尾道市御調町野間字石目田二〇六番五地先ま で					
	一五・〇〇 二九・〇〇	二四・〇〇 四六・二〇		三二・八〇	幅員減少 不用物件延長 三二・八〇 メートル